

中國第一歷史檔案館編

嘉慶帝起居注

(三)

廣西師範大學出版社

中國第一歷史檔案館編

嘉慶帝起居注
(三二一)

廣西師範大學出版社
· 桂林 ·



第二十一冊 目錄

嘉慶二十四年（公元一八一九年）

正月

初一日		(一)
初二日		(七)
初三日		(七)
初四日		(八)
初五日		(一一)
初六日		(一一)
初七日		(一一)
初八日		(一二)
初九日		(一三)
初十日		(一三)
十一日		(一三)
十二日		(一三)
十三日		(一五)
十四日		(一五)
十五日		(一八)
十六日		(一九)
十七日		(一九)
十八日		(一九)

二月

初一日		(四〇)
初二日		(四一)
初三日		(四五)
初四日		(四六)
初五日		(四七)
初六日		(四九)
初七日		(五〇)
十九日		(二〇)
二十日		(二一)
二十一日		(二四)
二十二日		(二六)
二十三日		(三〇)
二十四日		(三一)
二十五日		(三二)
二十六日		(三二)
二十七日		(三二)
二十八日		(三四)
二十九日		(三四)

初八日		(五〇)
初九日		(五一)
初十日		(五四)
十一日		(五五)
十二日		(五六)
十三日		(五八)
十四日		(五九)
十五日		(六〇)
十六日		(六二)
十七日		(六四)
十八日		(六五)
十九日		(六八)
二十日		(七〇)
二十一日		(七二)
二十二日		(七三)
二十三日		(七五)
二十四日		(七七)
二十五日		(七九)
二十六日		(八一)
二十七日		(八二)
二十八日		(八四)
二十九日		(八五)
三十日		(八六)

三月

初一日		(八九)
初二日		(九〇)
初三日		(九三)
初四日		(九七)
初五日		(一〇一)
初六日		(一〇二)
初七日		(一〇三)
初八日		(一〇三)
初九日		(一〇四)
初十日		(一〇六)
十一日		(一〇六)
十二日		(一〇八)
十三日		(一一〇)
十四日		(一一〇)
十五日		(一一二)
十六日		(一一四)
十七日		(一一四)
十八日		(一一五)
十九日		(一一六)
二十日		(一二八)
二十一日		(一二〇)

四月

初一日		(一三三)
初二日		(一三三)
初三日		(一三三)
初四日		(一三三)
初五日		(一三五)
初六日		(一三七)
初七日		(一三八)
初八日		(一三九)
初九日		(一四〇)
初十日		(一四三)
十一日		(一四四)
十二日		(一四七)
十三日		(一四七)
二十九日		(一三一)
二十八日		(一三〇)
二十七日		(一三〇)
二十六日		(一二八)
二十五日		(一二六)
二十四日		(一二五)
二十三日		(一二四)
二十二日		(一二一)

同四月

初一日		(一七一)
初二日		(一七一)
初三日		(一七五)
初四日		(一七六)
三十日		(一七〇)
二十九日		(一六八)
二十八日		(一六七)
二十七日		(一六五)
二十六日		(一六四)
二十五日		(一六三)
二十四日		(一六二)
二十三日		(一六〇)
二十二日		(一五八)
二十一日		(一五七)
二十日		(一五五)
十九日		(一五四)
十八日		(一五三)
十七日		(一五〇)
十六日		(一五〇)
十五日		(一四八)
十四日		(一四八)

初五日		(二七八)
初六日		(二八四)
初七日		(二八五)
初八日		(二八七)
初九日		(二八八)
初十日		(一九〇)
十一日		(一九二)
十二日		(一九四)
十三日		(一九四)
十四日		(一九六)
十五日		(一九八)
十六日		(二〇一)
十七日		(二〇二)
十八日		(二〇四)
十九日		(二〇五)
二十日		(二〇六)
二十一日		(二〇八)
二十二日		(二〇九)
二十三日		(二一〇)
二十四日		(二一一)
二十五日		(二二三)
二十六日		(二二六)
二十七日		(二二六)
二十八日		(二二八)

二十九日		(二二三)
五月		
初一日		(二二四)
初二日		(二二四)
初三日		(二二四)
初四日		(二二六)
初五日		(二二七)
初六日		(二二八)
初七日		(二二八)
初八日		(二二九)
初九日		(二三〇)
初十日		(二三二)
十一日		(二三四)
十二日		(二三六)
十三日		(二三七)
十四日		(二三九)
十五日		(二三九)
十六日		(二四一)
十七日		(二四三)
十八日		(二四四)
十九日		(二四六)
二十日		(二四九)

六月

初一日		(二六六)
初二日		(二六六)
初三日		(二六七)
初四日		(二六八)
初五日		(二六八)
初六日		(二七〇)
初七日		(二七〇)
初八日		(二七一)
初九日		(二七一)
初十日		(二七六)
十一日		(二七八)
三十日		(二六四)
二十九日		(二六四)
二十八日		(二六二)
二十七日		(二六一)
二十六日		(二六〇)
二十五日		(二五七)
二十四日		(二五四)
二十三日		(二五四)
二十二日		(二五一)
二十一日		(二五〇)

七月

初一日		(三〇七)
初二日		(三〇七)
三十日		(三〇五)
二十九日		(三〇三)
二十八日		(三〇三)
二十七日		(三〇〇)
二十六日		(二九七)
二十五日		(二九六)
二十四日		(二九四)
二十三日		(二九三)
二十二日		(二九三)
二十一日		(二九一)
二十日		(二九一)
十九日		(二八九)
十八日		(二八七)
十七日		(二八六)
十六日		(二八五)
十五日		(二八二)
十四日		(二七九)
十三日		(二七八)
十二日		(二七八)

初三日		(三一)
初四日		(三二)
初五日		(三三)
初六日		(三四)
初七日		(三五)
初八日		(三六)
初九日		(三七)
初十日		(三八)
十一日		(三九)
十二日		(四〇)
十三日		(四一)
十四日		(四二)
十五日		(四三)
十六日		(四四)
十七日		(四五)
十八日		(四六)
十九日		(四七)
二十日		(四八)
二十一日		(四九)
二十二日		(五〇)
二十三日		(五一)
二十四日		(五二)
二十五日		(五三)
二十六日		(五四)

八月

二十七日		(三八)
二十八日		(三九)
二十九日		(四〇)
初一日		(四一)
初二日		(四二)
初三日		(四三)
初四日		(四四)
初五日		(四五)
初六日		(四六)
初七日		(四七)
初八日		(四八)
初九日		(四九)
初十日		(五〇)
十一日		(五一)
十二日		(五二)
十三日		(五三)
十四日		(五四)
十五日		(五五)
十六日		(五六)
十七日		(五七)
十八日		(五八)

九月

初一日		(三七五)
初二日		(三七六)
初三日		(三七七)
初四日		(三七七)
初五日		(三八〇)
初六日		(三八一)
初七日		(三八二)
初八日		(三八四)
初九日		(三八五)
十九日		(三六四)
二十日		(三六六)
二十一日		(三六六)
二十二日		(三六六)
二十三日		(三六六)
二十四日		(三六六)
二十五日		(三六八)
二十六日		(三七〇)
二十七日		(三七一)
二十八日		(三七二)
二十九日		(三七二)
三十日		(三七三)

初十日		(三八五)
十一日		(三八六)
十二日		(三八七)
十三日		(三八九)
十四日		(三九二)
十五日		(三九三)
十六日		(三九六)
十七日		(三九六)
十八日		(三九八)
十九日		(三九八)
二十日		(三九九)
二十一日		(四〇〇)
二十二日		(四〇一)
二十三日		(四〇三)
二十四日		(四〇五)
二十五日		(四一〇)
二十六日		(四一三)
二十七日		(四一五)
二十八日		(四一七)
二十九日		(四二一)
三十日		(四二六)

十月

初一日		(四二八)
初二日		(四二八)
初三日		(四二九)
初四日		(四二九)
初五日		(四三一)
初六日		(四三一)
初七日		(四三二)
初八日		(四三三)
初九日		(四三四)
初十日		(四三四)
十一日		(四三五)
十二日		(四三五)
十三日		(四三七)
十四日		(四三八)
十五日		(四三九)
十六日		(四四一)
十七日		(四四一)
十八日		(四四三)
十九日		(四四四)
二十日		(四四六)
二十一日		(四四七)

十一月

二十二日		(四五〇)
二十三日		(四五三)
二十四日		(四五四)
二十五日		(四五六)
二十六日		(四五七)
二十七日		(四五九)
二十八日		(四六一)
二十九日		(四六四)
初一日		(四六八)
初二日		(四七〇)
初三日		(四七四)
初四日		(四七五)
初五日		(四七八)
初六日		(四七八)
初七日		(四七九)
初八日		(四八一)
初九日		(四八二)
初十日		(四八三)
十一日		(四八五)
十二日		(四八七)
十三日		(四八八)

嘉慶二十四年歲次己卯春五月初一日甲

午

上以元旦令節詣

奉先殿

堂子行禮禮成

駕還宮卯刻

御中和殿內大臣侍衛暨內閣翰林院詹事府禮

部樂部都察院理藩院等衙門行慶賀禮禮

畢

御太和殿王公大臣官員蒙古王貝勒貝子公額

駙台吉及朝鮮國琉球國使臣等進表行慶

賀禮禮成頒

詔天下

詔曰朕寅承

寶命統御鴻圖惟風夜不敢康際春秋之鼎盛託身

元元之上勤思業業之中二十四年蓋如一日

洪惟

昊穹祐順

列聖垂庥席化宇於承平民用和睦應昌期而篤祐

身其康強溯昨錫慶於五旬越今受釐者十載

朕躬膺

懋眷心切悲忱誠百爾以咸勤慮一夫之不獲肆勞

秋彌四方足紀律之師率作春耕百里最循良

之吏息牧垌於紫塞甌脫長寧恬汎水於黃流

尾閭直達俾予從欲以治數民胥康以生往者

藥牙伏於畿南乃者堀堞噓由海上朕深思宥

密益勵肝宵方懼人事之滋愆乃荷

天心之

昭鑒震雷消沴甘澍洗霾甄陶太和蕭勺羣惠暘而
暘雨而雨克臻玉燭之調雲非雲烟非烟敢謂
珍符之至幸三靈之丕應偕萬彙以咸亨爽惟
民迪吉康毳斯世躋仁壽朕懷用愜其敢自多
今歲十月令辰為朕六旬慶節亦既却彼珍貢
屏厥繁文允念爾萬方祝嘏之忱宜沛朕九宇
同仁之惠先已特開慶榜茲庸覃錫恩綸綏萬

邦屢豐年普延祺於有衆大一統王正月爰布
令於始和所有應行事宜開列於後

一五嶽四瀆等祀應遣官致祭著察例舉行
一歷代帝王陵寢先師孔子闕里應遣官致
祭著察例舉行

一自王以下宗室覺羅十五歲以上者俱加
恩賜

一滿漢大臣年六十以上者俱加恩賜

一內外滿漢文武各官俱加一級

一內外大小各官除各以現在品級已得封

贈外凡陞級及改任著照新銜封贈

一國子監貢監生及各官學教習免坐監期

一月

一各省儒學以正貢作恩貢以次貢作歲貢

一滿漢孝子順孫義夫節婦該管官細加諮

訪確具事實奏交禮部核實旌表

一八旗滿洲蒙古漢軍兵丁及內扎薩克喀

爾喀等蒙古年七十八十九十以上者分

別賞賚至百歲者題明旌表

一軍民年七十以上者許一丁侍養免其雜

派差役八十以上者給與綬一疋

米一石肉十觔九十以上者倍之至百歲者題明旌表

一直省有坍沒田地其虛糧仍相沿追納者該地方官查明咨部奏請豁免

一從前各省偏災地方所有借給貧民籽種口糧牛具等項查明實係力不能完者著予豁免

一各處養濟院所有鰥寡孤獨及殘疾無告之人有司留心以時養贍毋致失所

一各省軍流以下人犯俱著減等發落

一各省監禁人犯著將上年秋朝審緩決至三次各犯仍照節次查辦之例查明所犯情節分別減等發落其緩決一二次人犯內有案情本輕可與矜原者亦著該部查

明請旨定奪

於戲凡厥庶民歸有極協五福於用敷暨予一人猷同心樂萬年以承敘布告天下咸使聞知

辰刻詣

大高元殿

壽皇殿行禮午刻

御太和殿

賜王公大臣官員蒙古王貝勒貝子公額駙台吉外藩及朝鮮國琉球國使臣等宴是日內閣奉

諭旨皇三子綿愷著封為多羅惇郡王皇四子綿忻著封為和碩瑞親王皇長孫奕緯著封為多羅貝勒賞換三眼花翎俟將來授職時再賞戴寶石帽頂又奉

諭旨朕本年六旬正壽履端初吉宣綸布聞普洽
寰瀛因念推恩之敘親親為先朕睦念宗支更
宜渥沛恩膏以昭惇敘貝勒綿志綿懃俱著加
郡王職銜賞戴三眼花翎貝子奕紹著晉封多
羅貝勒仍戴三眼花翎鎮國公綿德輔國公綿
懃俱著晉封貝子用示朕眷篤懿親行慶施惠
至意又奉

諭旨朕本年六旬正壽業經頒發恩詔普惠臣民
比年歲稔時和河流順軌中外同慶又安左右
近臣允宜再加恩澤托津襄贊樞廷多年辦事
老成承旨書諭綜理部旗事務從無錯誤即偶
有小愆亦係尋常事件著加恩賞戴雙眼花翎
並賞用紫韁明亮前在軍營著有勞績舊用紫
韁著加恩仍行賞還章煦已擢用大學士著加

恩晉加太子太保托津任內舊有處分除復帶
京察一等人員率行保送罰俸三個月一案不
予寬免外其餘罰俸三案俱著加恩開復戴均
元任內舊有處分除纂輯明鑑體例未協草職
留任科場條例刊刻

廟號錯誤草職留任錢學彬截取知府未經詳查降
二級留任秦錫疇捐復原官率行議准罰俸三

個月四案不予寬免外其餘草職留任一案降
級留任一案罰俸十二案俱著加恩開復盧蔭
溥任內舊有處分除錢學彬截取知府率行保
送降二級留任一案不予寬免外其餘降級留
任三案俱著加恩開復和寧任內舊有處分除
失察王士青等潛習邪教草職留任不應補修
葉爾羌城垣降二級留任失察孫士儉干犯倫

紀罰俸一年失察奎敏等學習西洋教罰俸六個月失察楊德坡散放符袋罰俸九個月五案不予寬免外其餘革職留任二案降級留任三案罰俸二十一案俱著加恩開復英和任內舊有處分除失察司員等承審張錡刑傷後送部未能到部降二級留任月摺內擡寫錯誤罰俸四年辦理宮史錯誤罰俸六個月失察南苑牧

放駝馬罰俸六個月失察正陽門門領開放遲延罰俸一年

天壇內失察租開茶肆罰俸一年失察東安門內劫案罰俸一年失察寶泉局匠役滋事罰俸六個月宮史續編錯誤罰俸一個月

實錄內字畫錯誤罰俸一個月

實錄內恭錄

諭旨未經擡寫罰俸一個月又

實錄內字畫錯誤罰俸一個月失察巨盜江二等在京潛匿罰俸六個月秦錫疇捐復原官率行議准罰俸三個月失察石祿糾約太監等入會進香罰俸一年失察伊興都之女為尼罰俸六個月十六案不予寬免外其餘罰俸二十九案俱著加恩開復蘇楞額任內舊有處分除帶領嘆

咭喇貢使來京舛錯革職留任率請另修恭送玉牒道路罰俸一年二案不予寬免外其餘降級留任一案罰俸一案俱著加恩開復和世泰任內舊有處分除月摺內誤寫迴避字樣降四級留任失察轎夫開局聚賭降一級留任奏派查驗金銀器未將阿那保等列入降二級留任教演昇輦旗尉未能嫻熟降一級留任特旨交辦事

件議奏遲緩降一級留任帶領喇嘛貢使來京舛錯罰公俸五年六案不予寬免外其餘降級留任八案罰俸六案俱著加恩開復禧恩任內舊有處分除率請賞給隨從官兵馬乾銀兩降二級留任失察宗室那斯渾圖等移居城外罰職任俸九個月二案不予寬免外其餘降級留任一案著加恩開復那彥寶任內舊有處分

除錢學彬截取知府率行保送降二級留任失察富森布員支賞銀罰俸三個月失察伊興都之女為尼罰俸六個月三案不予寬免外其餘降級留任一案罰俸一案俱著加恩開復常福任內舊有處分除月摺內書寫錯誤革職留任濫保福海外任革職留任文寧指斥同官不行參奏降一級留任清夏齋工程滲漏降五級留

任率請賞給隨從官兵馬乾銀兩降二級留任五案不予寬免外其餘革職留任二案降級留任六案罰俸十四案俱著加恩開復用示朕履端行慶優獎勤勞至意又奉

諭旨本年係朕六旬萬壽內外一切政務頗覺詳慎今於元旦特頒恩詔鄂勒哲伊圖索特那木多布齋托恩多瑪尼巴達拉俱係在京供職常川當差宜加恩施鄂勒哲伊圖之祖父向俱襲封王爵因鄂勒哲伊圖年歲尚幼止於賞襲貝勒經朕歷擢至領侍衛內大臣都統以來當差勤慎奮勉人亦老成著加恩賞給郡王銜賞戴三眼花翎前因伊私行坐轎穿用皂靴所罰貝勒俸二年不准寬免外所有伊任內駁事罰俸案件概行寬免至應扣支借過銀八千八百一